

付 録

- ・厚労省通知
- ・承諾書・誓約書類
- ・標識の図

付録 1.1 消防法施行令及び消防法施行規則の改正に伴う特定施設水道連結型スプリンクラー設備の運用について

健水発第 1221002 号
平成 19 年 12 月 21 日

各厚生労働大臣認可水道事業者 殿

厚生労働省健康局水道課長

消防法施行令及び消防法施行規則の改正に伴う特定施設水道連結型スプリンクラー設備の運用について

消防法施行令の一部を改正する政令（平成 19 年政令第 179 号。以下「改正令」という。）及び消防法施行規則の一部を改正する省令（平成 19 年省令第 66 号。以下「改正規則」という。）が平成 19 年 6 月 13 日に公布され、小規模社会福祉施設に対してスプリンクラー設備の設置が義務づけられ、また、小規模社会福祉施設について特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置が認められることとなりました。改正令及び改正規則の施行は平成 21 年 4 月 1 日ですが、防火安全上の観点等から前もって特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置を計画する施設が増えてくることが考えられます。

つきましては、特定施設水道連結型スプリンクラー設備については水道法第 3 条第 9 項に規定する給水装置に該当するものがありますので、その設置にあたりましては、下記の事項に留意いただきますよう、お願いいたします。

なお、消防庁より平成 19 年 12 月 21 日付消防予第 390 号「特定施設水道連結型スプリンクラー設備等に係る当面の運用について」が各都道府県消防主管部長あて通知されているところですので、参考として添付いたします。

記

1 設置の申込を受ける段階の配慮事項

設置の申込を受けるにあたっては、以下の事項に配慮すること。

- (1) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の類型としては、別紙 1 のようなものが考えられること。この場合において、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を構成する配管系統の範囲は、水源（消防法施行令（昭和 36

年政令第 37 号) 第 12 条第 2 項第 4 号ただし書により必要水量を貯留するための施設を設けないものにあつては、水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管) からスプリンクラーヘッドまでの部分であること。ただし、配水管が水源であり、水道法施行規則第 12 条の 2 第 2 号に掲げる水道メーターが設置されている場合にあつては、水源から水道メーターまでの部分を除く。

また、特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち、水道法第 3 条第 9 項に規定する給水装置に直結する範囲 (以下、「水道直結式スプリンクラー設備」という。) については、水道法の適用を受けること。

- (2) 水道直結式スプリンクラー設備の工事 (設置に係るものに限る。) 又は整備は、消防法の規定により必要な事項については消防設備士が責任を負うことから、指定給水装置工事事業者等が消防設備士の指導の下に行うものとし、また、必要に応じて所管消防署等と打ち合わせを行うよう指導すること。
- (3) 消防法令に基づく水道直結式スプリンクラー設備の設置にあたり、消防設備士が水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管からスプリンクラーヘッドまでの部分について水理計算等を行うことになるので、水道直結式スプリンクラー設備を設置しようとする者に対して当該地区の最小動水圧等配水の状況及び直結給水用増圧ポンプ設備設置の可否について情報提供すること。
- (4) 水道直結式スプリンクラー設備を設置しようとする者に対して、水道が断水するとき、配水管の水圧が低下したときなどは正常な効果が得られない旨を確実に了知させること。
その際、
 - ① 災害その他正当な理由によって、一時的な断水や水圧低下等により水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状況が生じても水道事業者には責任がない。
 - ② 水道直結式スプリンクラー設備が設置された家屋、部屋を賃貸する場合には、①のような条件が付いている旨を借家人等に熟知させる。
 - ③ 水道直結式スプリンクラー設備の所有者を変更するときは、①及び②の事項について譲受人に熟知される。等を内容とする書面を申込者に交付する方法も考えられること。
- (5) 水道直結式スプリンクラー設備の火災時以外における作動及び火災時の水道事業にその責を求めることのできない非作動に係る影響に関する責任は、水道事業者が負わない旨を設置しようとする者に十分説明し、了解を得ること。

- (6) 寒冷地等における凍結防止のための水抜きが行われる地域においては、凍結防止のための水抜き時にも正常に作動するようなスプリンクラー設備の設置がなされるよう指導すること。

2 設計審査に当たっての配慮事項

給水装置としての設計審査にあたっては、以下の事項に配慮すること。なお、消防法令に規定された事項については、消防法に規定された消防設備士が責任を負い、所管消防署等に届け出ること。

- (1) 当該給水装置を分岐しようとする配水管の給水能力の範囲内で、水道直結式スプリンクラー設備の正常な作動に必要な水圧、水量が得られるものであること。
- (2) 水道直結式スプリンクラー設備の設計にあたっては、スプリンクラーヘッド各栓の放水量は15L/分（火災予防上支障のある場合にあると認められる場合にあつては30L/分）以上の放水量が必要であること。また、スプリンクラーヘッドが最大4個が同時に開放する場合を想定し設計されることがあるため、その際は、合計の放水量は60L（120L）/分以上を確保する必要があること。
- (3) 水道直結式スプリンクラー設備の設計にあたっては、利用者に周知することをもって、他の給水用具（水栓等）を閉栓した状態での使用を想定できること。
- (4) 水道直結式スプリンクラー設備は消防法令適合品を使用するとともに、給水装置の構造及び材質の基準に適合する構造であること。
- (5) 停滞水及び停滞空気の発生しない構造となっていること。
- (6) 結露現象を生じ、周囲（天井等）に影響を与える恐れのある場合は、防露措置が行われていること。

3 その他

- (1) 水道直結式スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を見やすいところに表示するよう指定給水装置工事事業者に指導すること。
- (2) 水道直結式スプリンクラー設備の所有者又は使用者に対し、当該設備を介して連結している水栓からの通水の状態に留意し、異常があった場合には、水道事業者又は設置工事をした者に連絡するよう指導すること。
- (3) 2(1)及び(2)の事項が満たされない場合は、配水管から分岐する給水管口径の増径、受水槽や増圧ポンプの設置、建築物内装の耐火性を向上させる等の措置が必要になるので所轄消防署等に相談するよう指導すること。
- (4) 水道直結式スプリンクラー設備の設置台帳を作成する等によりその設置状況を把握しておくこと。
- (5) 水道直結式スプリンクラー設備の設置にあたり、消防法令で規定された

消防用設備等として必要な事項については、消防法で規定された消防設備士等が所管消防署等に提出するので、水道利用者からの問い合わせ等に備えて、当該設備の水圧、水量の設計方法など必要な情報については、各市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）から情報を収集すること。

1.2 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の配管における適切な施工について（通知）

健水発第0908第1号
平成27年 9月 8日

各厚生労働大臣認可水道事業者 殿

厚生労働省健康局水道課長
(公 印 省 略)

特定施設水道連結型スプリンクラー設備の配管における適切な施工について（通知）

先般、鹿児島市内で発生した火災において、特定施設水道連結型スプリンクラー設備（以下「スプリンクラー設備」という。）のヘッドが火災を感知したにも関わらず、放水しなかった事案が発生しました。当該事案は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第14条第1項第10号ハの規定に基づく「特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る配管、管継手及びバルブ類の基準」（平成20年消防庁告示第27号）第4号による配管（硬質塩化ビニル管）の施工上の不具合（別紙）が原因であったと推定されています。スプリンクラー設備については、水道法第3条第9項に規定する給水装置に該当するものがありますので、その施行にあたりまして、下記の事項に留意いただきますよう、お願いいたします。

また、消防庁より平成27年9月4日付消防予第351号「特定施設水道連結型スプリンクラー設備の配管における適切な施工について（通知）」が各都道府県消防主管部長あて通知されているところですので、参考として添付いたします。

記

1 施工上の留意事項

(1) 作業手順

硬質塩化ビニル管に接着剤を用いる工法においてヘッドを取り付ける際は、先に配管と給水栓用ソケットを接合し、その接合部に用いた接着剤が十分に乾燥していることを確認した後に、給水栓用ソケットにヘッドをねじ込み接合すること。

(2) 接合における接着剤の塗布

接着剤は、種類により塗布に必要な分量が異なるため、それぞれ製品の適量とし、均一に薄く塗布すること。

(3) 十分な乾燥

接着剤の種類によって固着するまでの時間が異なるため、それぞれ製品における

養生時間を確保し、十分に乾燥させること。

(4) 管の面取り

接着接合に使用する管は、所定の面取りを行うこと。なお、面取りをしない場合は、接着剤塗布面の接着剤が管や継手内に掻き出され、膜張り現象による閉塞や接着不良が発生することがあること。

(5) その他

透明な給水栓用ソケット等を用いることで、外側から接合部の接着剤の状況が目視できる方法があること。

2 指定給水装置工事事業者等への注意喚起

(1) 給水装置工事審査時等

給水装置工事審査時等に、スプリンクラー設備の配管に硬質塩化ビニル管を用いることが把握できた時点で、指定給水装置工事事業者及び主任技術者に対し上記1の施工上の留意事項を周知されたいこと。

(2) 消防法に基づく検査時（配管及び管継手の施工状況の確認）

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の2に規定する検査等において、ヘッドの取り付け部付近の配管及び管継手の施工が適切に行われているか確認する際には、次のアからウに留意すること。

ア 天井板の取り付け後にヘッドの脱着を行う場合には、施工状況により困難となることがあること。

イ ヘッドの脱着を行う際は、給水栓用ソケットと配管の接合部分に過度な力が加わり接合不良とならないよう、給水栓用ソケットを確実に保持し、作業すること。

ウ ヘッドと給水栓用ソケットのねじ込み接合に液状シール剤を用いる場合は、液状シール剤が固着するとヘッドの脱着が難しくなるため、シール剤を塗布する前に配管と給水栓用ソケットの接合状況を確認する必要があること。

(3) 講習会等での周知

指定給水装置工事事業者に対する講習・研修等の機会において、上記1の施工上の留意事項を周知されたいこと。また、給水装置工事主任技術者等に対する研修においても、上記1の施工上の留意事項が周知されるよう指定給水装置工事事業者に対し、助言、指導に努められたいこと。

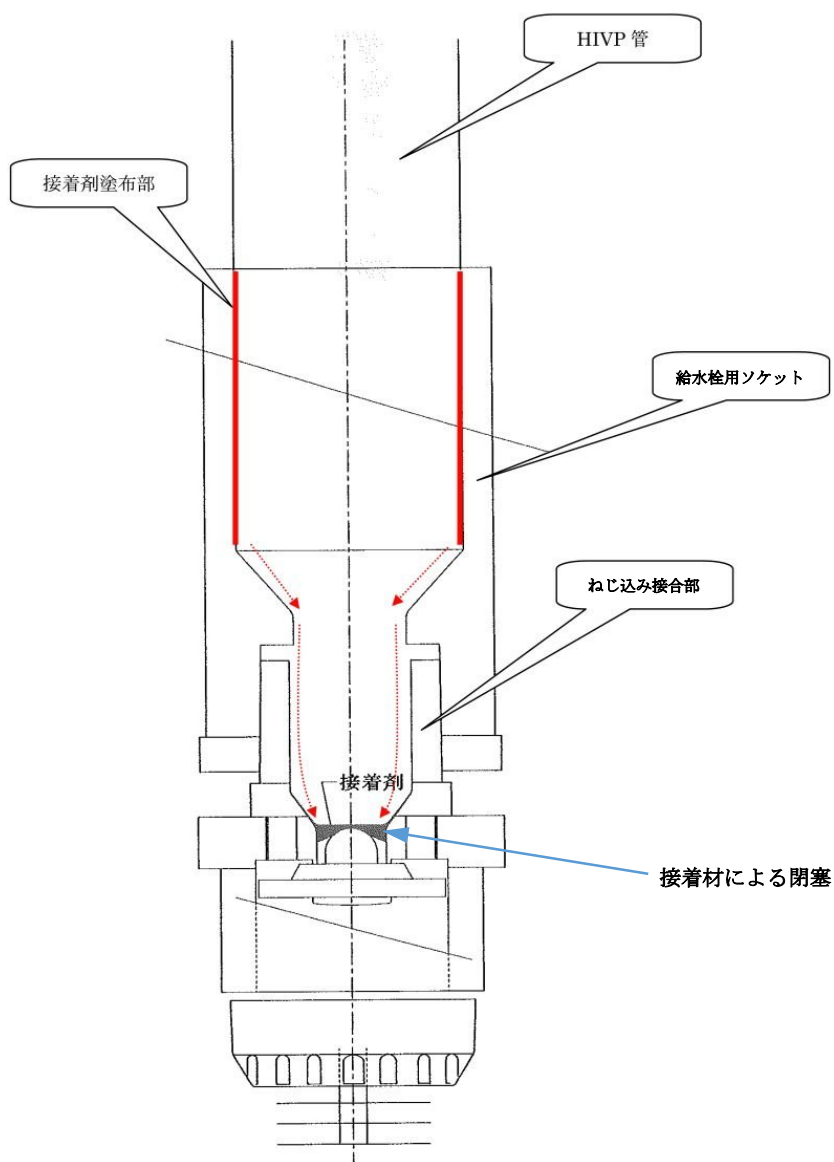


図1 接着剤塗布部からスプリンクラーヘッド部分に流下する接着剤(推定)

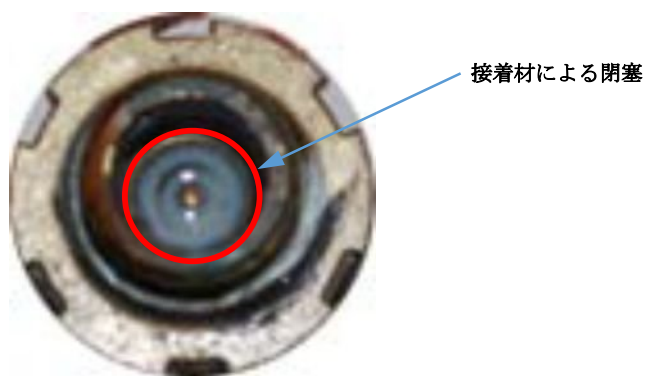


図2 スプリンクラーヘッドの内部で固着した接着剤(白色部分)

1.3 給水装置の設置に当たり他人の土地を使用するための承諾書の提出及び給水義務の考え方について

生食水発 1128 第 1 号
平成 28 年 11 月 28 日

各厚生労働大臣認可水道事業者 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部水道課長
(公 印 省 略)

給水装置の設置に当たり他人の土地を使用するための 承諾書の提出及び給水義務の考え方について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただきお礼申し上げます。

今般、給水装置工事の申込みに際して、給水装置の設置に当たり、他人の土地を使用するための承諾書の提出を求めると、給水義務との考え方について、下記のとおり整理しましたので、貴水道事業における給水装置工事の申込みを受ける際の対応について遺漏なきようお願いいたします。

記

水道の需要者が給水装置を設置するに当たり、他人の土地を使用する必要がある場合においては、その工事の申込みに際して、工事に伴う紛争を未然に防止する方法として、水道事業者が申込人に対し、当該土地の所有者からの承諾書の提出を求めている例があると承知している。

このような手続は、給水装置工事の円滑な施行に資するものであるが、一方で、申込人が承諾書を得るために金銭を要求される、土地の所有者と連絡を取ることができず承諾書を得ることができない等の事情も生じている。

水道事業者には水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 15 条第 1 項により、「事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない」という給水義務が課せられており、上記のような事情において、承諾書の提出が無いことが、当該給水義務を解除する正当の理由には当たらないと考えており、水道事業者は、承諾書の提出がないことのみをもって、給水装置工事の申込みを拒むことのないよう、対応をお願いしたい。

なお、工事施行に関する土地の所有者との調整等について申込人が一義的に対応することを確認した上で工事の申込みを受理すること、当該土地を使用しないよう別の工事の方法を提案すること等の対応について否定するものではない。

また、当該土地の所有者等との間に紛争が生じ、申込人から法律的な相談を受けた場合には、法テラスや弁護士会等の相談窓口を紹介することも検討されたい。

※ なお、法テラスは、情報提供業務として、利用者（対象者の限定なし）からの問合せ内容に応じて、法制度や関係機関の相談窓口（弁護士会等）に関する情報を無料で提供しており、問合せ内容からして弁護士等による法律相談・事件受任等が適当である場合には、資力の乏しい者に限り、民事法律扶助業務として、無料の法律相談、弁護士費用等を立て替える代理援助、裁判所提出書類の作成費用を立て替える書類作成援助を実施している点に留意する必要がある。

以上

2.1.1 住宅用スプリンクラー 承諾書

年 月 日

承 諾 書

神戸市水道事業管理者
様

| | |
|-----------------------------|-------|
| 水 栓 番 号 | |
| 住宅用スプリンクラー設置箇所 名 称 | 神戸市 区 |
| 所 有 者 住 所 氏 名 電 話 番 号 | |
| 指 定 工 事 事 業 者 名 | |

住宅用スプリンクラー設備の設置について、次の条件を承諾します。

1. 住宅用スプリンクラー設備は、所有者の責任において適切に維持管理致します。また、配水管の維持管理、工事に伴う当該設備の調整・点検は、所有者の負担と責任において行います。
2. 災害や事故、工事等に伴って断水や水圧低下が生じ、住宅用スプリンクラー設備の性能が発揮されない状況が生じても、貴水道局が一切責任を負わないことを認めます。また、火災でない時の出水及びそれによる被害等においても、貴水道局が一切責任を負わないことを認めます。
3. 設備の設置・整備は、消防設備士の指導・責任のもと、神戸市指定給水装置工事事業者に行わせます。スプリン継手は、(公社)日本水道協会型式承認検査合格品及び同協会認証品を使用します。
4. 住宅用スプリンクラー設備が設置された部屋を貸借する場合には、本承諾書の条件付であることを貸借人に熟知させます。
5. 本施設の所有者を変更するときは、上記事項について譲受人に継承するとともに、新所有者より貴水道局へ所有者の変更届及び承諾書を提出させます。

2.1.2 特定施設水道連結型スプリンクラー 承諾書

年 月 日

承 諾 書

神戸市水道事業管理者

様

| | |
|-------------------------|-------|
| 水 栓 番 号 | |
| 特定施設水道連結型スプリンクラー設備箇所 | 神戸市 区 |
| 名 称 | |
| 所有者住所 氏名（名称） 電話番号 | |
| 指定工事事業者名 | |

特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置について、次の条件を承諾します。

1. 特定施設水道連結型スプリンクラー設備は、所有者の責任において適切に維持管理致します。また、配水管の維持管理、工事に伴う当該設備の調整・点検は、所有者の負担と責任において行います。
2. 災害や事故、停電、工事等に伴って断水や水圧低下が生じ、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の性能が発揮されない状況が生じて、貴水道局が一切責任を負わないことを認めます。また、火災でない時の出水及びそれによる被害等においても、貴水道局が一切責任を負わないことを認めます。
3. 設備の設置・整備は、消防設備士の指導・責任のもと、神戸市指定給水装置工事事業者に行わせませす。スプリン継手、特定施設水道連結型スプリンクラー設備用給水補助加圧装置等は、（公社）日本水道協会型式承認検査合格品及び同協会認証品を使用します。
4. 特定施設水道連結型スプリンクラー設備が設置された部屋を貸借する場合には、本承諾書の条件付であることを貸借人に熟知させます。
5. 本施設の所有者を変更するときは、上記事項について譲受人に継承するとともに、新所有者より貴水道局へ所有者の変更届及び承諾書を提出させます。

2.2.1 既設改造誓約書 更生工事有り

(更生工事有り)

年 月 日

神戸市水道事業管理者 様

申込者 住 所
氏 名
電 話

誓 約 書

| | | | | | | |
|--------|-----|---|---|----|-----|---|
| 建物の所在地 | 神戸市 | 区 | 町 | 丁目 | 番 | 号 |
| 建物の名称 | | | | | | |
| 管理責任者 | | | | | 電 話 | |

このたび、受水タンク以降の給水設備を直結給水方式に切替えて給水装置として使用するにあたり、過去に更生工事の履歴があるため下記事項を誓約いたします。なお、更生工事実施後の耐圧試験及び浸出性能(確認)試験結果については、厚生労働省健康局水道課 平成17年9月5日付け 健水発第0905002号 通知文の「受水槽式給水設備の給水装置への切替えに関する留意事項」に沿って確認した結果、すべて適合していました。

記

1. 申込者は、給水装置について善良なる管理を行い、切替え後の水圧上昇等により、赤水、出水不良、漏水等の発生及び更生工事の施工に関する水質等の問題が生じ、引替又は修繕工事が必要となったときは、申込者の費用負担により、速やかに処置をいたします。
2. その他切替えにあたり後日問題が生じた場合は、申込者が責任をもって解決いたします。
3. 本施設の所有者を変更するときは上記事項について譲受人に継承いたします。

2.2.2 既設改造誓約書 更生工事無し

(更生工事無し)

年 月 日

神戸市水道事業管理者 様

申込者 住 所
氏 名
電 話

誓 約 書

| | | | | | | |
|--------|-----|---|---|----|-----|---|
| 建物の所在地 | 神戸市 | 区 | 町 | 丁目 | 番 | 号 |
| 建物の名称 | | | | | | |
| 管理責任者 | | | | | 電 話 | |

このたび、受水タンク以降の給水設備を直結給水方式に切替えて給水装置として使用するにあたり、下記事項を誓約いたします。なお、上記建物に係る給水装置（給水設備）については、錆及び付着物を排除（クリーニング）し、防錆をかねた樹脂系塗料等を管内面に塗布（ライニング）する、いわゆる更生工事を過去に施工していないことを確認しました。

記

1. 申込者は、給水装置について善良なる管理を行い、切替え後の水圧上昇等により、赤水、出水不良、漏水等の発生及び更生工事の施工に関する水質等の問題が生じ、引替又は修繕工事が必要となったときは、申込者の費用負担により、速やかに処置をいたします。
2. その他切替えにあたり後日問題が生じた場合は、申込者が責任をもって解決いたします。
3. 本施設の所有者を変更するときは上記事項について譲受人に継承いたします。

2.3.1 直結直圧給水請書

年 月 日

神戸市水道事業管理者様

申込者 住所

氏名

電話

給水装置等維持管理に関する請書

| | | | | | | |
|--------|-----|---|---|----|---|--------|
| 建物の所在地 | 神戸市 | 区 | 町 | 丁目 | 番 | 号 |
| 建物の名称 | | | | | | |
| 管理責任者 | | | | | | 緊急連絡電話 |

上記、建物に係る給水装置の維持管理について、下記事項を誓約いたします。

記

1. 神戸市水道条例に規定する給水装置の管理義務を遵守するとともに、特に、官民境界より以降（宅地内）は、当方の責任で維持管理（漏水の防止、修繕工事等）いたします。

〔 申込者（使用者）が給水装置の管理義務を怠ったときは神戸市水道条例第7条の定めるところにより、給水の停止をすることがある。 〕

2. 上記、管理責任を果たすため、事故発生時における対策、修繕工事を行う者として次の者を指定します。

| |
|--|
| 申込者が指定する指定給水装置工事事業者 |
| 住所： |
| 氏名： |
| 当店（当社）は、前記建物内で発生する給水事故についての処置を責任もってお届けします。 |

3. 下記の事項に異動又は変更が生じたときは、直ちに水道局配水課にお届けします。

イ) 装置の所有権、管理責任者の変更



ロ) 申込者が指定する指定給水装置工事事業者の変更

4. 給水装置等維持管理に関し、使用者に周知徹底するとともに、問題が生じたときは、当方の責任において解決いたします。

（水道局）

3. 標識の図

条例施行規程第35条（標識）

| |
|--|
| <p>一般申請の場合 建物玄関付近の見やすい所及びメータボックス直近又はボックス内に貼りつける。</p> |
|  |
| <p>工事用申請（K番）、臨時用申請（R番） 仮設水栓に貼り付ける。</p> |
|  |